

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：37104

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K00927

研究課題名（和文）宮中儀礼にみる17世紀朝鮮の対清観に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Basic study about View on Qing Dynasty of 17th century Joseon Dynasty through Imperial Court ceremony

研究代表者

桑野 栄治（KUWANO, EIJI）

久留米大学・文学部・教授

研究者番号：80243864

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：朝鮮王朝の建国以来、王宮の正殿では元旦・冬至・聖節に朝鮮国王が文武官僚を率い、宗主国の大明皇帝のために望闕礼という宮中儀礼を挙行した。とりわけ、文禄慶長の役の際に朝鮮に救援軍を派遣した神宗万曆帝は敬慕されてきた。ところが、17世紀の明清交替後、この望闕礼は変容した。朝鮮国王がみずから大清皇帝のためにこの儀礼を実施することはなく、官僚も事前に1度のみリハーサルを済ませるにとどまった。その一方で、朝鮮国王と儒者官僚は王室庭園に大報壇という祭壇を築いて毎年3月に明朝の神宗万曆帝を祀り、国家理念として対明義理論を可視化した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、『朝鮮王朝実録』『承政院日記』（いずれもユネスコ世界記憶遺産）のみならず、『議政府謄録』『備辺司謄録』『勅使謄録』『朝賀謄録』『同文彙考』など各官庁の謄録類を精査し、17世紀における朝鮮国王と儒者官僚の対明/対清観を宮中儀礼の側面から解明した。また、鳥銃（鉄砲）3,000挺の献上という対清「軍事協力」後に聖祖康熙帝が朝鮮の歳幣（年例の朝貢物品）を減免し、ガルダン征討と時を同じくして朝鮮の王世子冊封を承認したことも明らかにした。清朝側の史料の制約上、これまで日本・韓国の歴史学界では看過されてきたが、ジュンガルの動向は朝清関係の変数であったと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Since the founding of Joseon Dynasty, King of Joseon led the bureaucrat in State Chamber of the royal palace in New Year's Day, winter solstice, Emperor's Birthday and held the Imperial Court ceremony called Manggollye for Emperor of Ming Dynasty that it is a suzerain. Particularly, Emperor Shenzong Wan li di dispatched reinforcements in the case of Japanese invasion of Korea from 1592 through 1598 were appreciated. However, this courtesy transformed, after the suzerain of Joseon changed from Ming Dynasty to Qing dynasty in the 17th century. King of Joseon did not carry out this ceremony by oneself for Emperor of Qing Dynasty, and the bureaucrat simply finished a rehearsal only once beforehand, too. On the other hand, the king and ruling elites built the Altar of Great Gratitude called Daebodan in the royal family garden, and they worshiped Emperor Shenzong Wan li di of Ming Dynasty every year in March and visualized Discourse on Justice for Ming Dynasty as National principle.

研究分野：人文学

キーワード：朝鮮後期 朝清関係 肅宗 康熙帝 望闕礼 大報壇祭祀 明清交替 対明義理論

1. 研究開始当初の背景

14 世紀後半の元明交替期に高麗が受容した対明遥拝儀礼(望闕礼という)は、太祖李成桂(在位 1392~98 年)による朝鮮建国後も実施されて基本法典に明文化された。ところが 17 世紀に明清交替を迎えると、王都漢城(ソウル)を訪問した清朝の使節とともに文武官僚が大清皇帝のために名節を祝う略式の宮中儀礼へと変容を見せはじめた。18 世紀に入ると朝鮮国王が滅び去った明朝の太祖洪武帝・神宗万曆帝・毅宗崇禎帝をあわせ祀る大報壇祭祀が段階的に整備されていくことを念頭に置けば、17 世紀は朝鮮宮中儀礼研究の空白期間といわざるをえない。17 世紀の明清交替後に変容した望闕礼の運用を解明することにより、当該期における朝鮮の対明/対清観がより一層鮮明となり、朝清関係の実像に迫ることが可能となろう。

2. 研究の目的

(1) 研究代表者はすでに、元明交替期の高麗末期に「蕃国の礼」である対明遥拝儀礼が明朝から高麗に導入され、朝鮮初期(ほぼ 15 世紀に相当)の基本法典である『経国大典』(1485 年施行)に制度化されたことを解明した。その後も 16 世紀朝鮮の歴代国王による望闕礼の実施状況を整理・分析するとともに、東アジア国際環境における朝鮮の宮中儀礼の意義について究明することに力を注いでいる。

(2) 近年、日本と韓国の歴史学界では 17~18 世紀における朝鮮社会再編の意義を展望する研究が進んでいるが、宮中儀礼の側面から朝清関係を問い直す成果は得られていない。本研究の目的は、17 世紀における第 19 代朝鮮国王肅宗(1674~1720 年)と儒者官僚の対清観を、望闕礼という可視化された儀礼空間から検証することにある。本研究の学術的独自性と創造性は元明交替期の礼制受容にとどまるものではなく、明清交替期に変容した望闕礼の実態、ならびに大報壇祭祀への継承性を明らかにしたところにある。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、17 世紀朝鮮における正月元旦・冬至・聖節の望闕礼の実施状況を整理・分析した。具体的には基本史料の『朝鮮王朝実録』『承政院日記』のほか、議政府官員の動静を記録した『議政府謄録』、議政府をしのぐ最高議決機関となった備辺司による『備辺司謄録』、外交儀礼を管掌する礼曹で作成された『勅使謄録』『朝賀謄録』などの謄録類を活用しつつ、文武百官は事前の習儀(リハーサル)に参加して名節の宮中儀礼に備えていたのか、この三大名節に朝鮮国王は文武百官を率いて望闕礼を実施したのかについて究明し、当該期における朝鮮の対清観を宮中儀礼の側面から検証した。また、肅宗個人の対明/対清観を探るにあたっては、清朝に抵触する詩文を抄出して肅宗死後の景宗即位年(1720 年)に編纂された『列聖御製別編』も活用した。

なお、17 世紀前半の望闕礼と朝清関係の位相については、すでに光海君(1608~23 年)・仁祖(1623~49 年)・孝宗(1649~59 年)・顯宗(1659~74 年)代に時期区分した研究成果を公表済みである。

(2) 具体的な研究方法として、肅宗代における望闕礼の実施状況を上述の『朝鮮王朝実録』『承政院日記』のほか『議政府謄録』『備辺司謄録』『勅使謄録』『朝賀謄録』をもとに調査を進め、望闕礼の期日決定、習儀の実態、実際の挙行の有無に関する記録を逐一パソコンに入力して基礎的データを作成した。とりわけ、清朝使節の接待儀礼をめぐる王世子(のちの景宗、1720~24 年)ならびに儒者官僚の葛藤には細心の注意を払った。あわせて、肅宗 30 年(1704 年)甲申に創設された明朝の神宗万曆帝を祀る大報壇祭祀の実施状況についても調査を加え、期日決定、国王による親祭か否かに関する基礎的データを作成した。以上の研究方法のもと、17 世紀における朝鮮国王と儒者官僚の対明/対清観を宮中儀礼の側面から検証し、朝清関係の実像に迫った。

なお、備品として史料調査の際に持ち運びが可能なモバイルコンピュータのほか、朝鮮近世政治外交史関連図書が必要最小限度で設置した。新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後には、東京大学総合図書館阿川文庫、大阪府立中之島図書館古典籍室、名古屋市蓬左文庫のほか、韓国のソウル大学校奎章閣韓国学研究院において宮中儀礼および外交関係に関する朝鮮稀覯史料の調査が可能となり、研究目的のより精緻な達成に努めた。

4. 研究成果

(1) 肅宗代に清使が漢城滞在中に名節を迎えた場合、望闕礼の実施形態は以下のとおり、3 類型化することができる。文武百官は礼曹による事前の実施要領どおりに議政府にて習儀を行うが、名節を迎える前に清使が漢城を離れると、承政院は「近例に依り之を為す」と国王に事前報告する。しかし、国王と百官が望闕礼を実施したとの記録は確認できない。すでに孝宗代以降、清使不在時の望闕礼は「近例に依り之を為す」ことになっていた。清使が迎賓館である南別宮にて望闕礼を挙げる意向を示せば、昌徳宮の仁政殿では百官が略式の権停礼を執り行う。会場

が南別宮と仁政殿に分かれるのも、孝宗代以降である。清使が都合により望闕礼を辞退すれば、仁政殿での権停礼も停止する。つまり、たとえ清使が漢城に滞在中といえども肅宗が王世子以下、宗親と文武百官を率いて聖祖康熙帝のために望闕礼を実施することは1度もなかったのである。

(2) 肅宗代における全138回の名節のうち、文武百官による習儀は少なくとも92回確認され、約66パーセントの頻度で実施された。実施された習儀は元旦に向けて29回、聖節には31回、冬至の場合は32回であって、偏差はみうけられない。大報壇創設の前後で時期を区分してみると、肅宗30年以前は全88回の名節のうち52回で約60パーセント、肅宗30年以降では全50回の名節のうち40回で80パーセントの頻度で実施されている。朝鮮王室の不幸、国王の病氣、大臣の急逝のほか悪天候の場合には特例として習儀が停止されたことを勘案すれば、大報壇創設後に習儀の実施頻度が上昇したわけではあるまい。むしろ孝宗・顯宗代と同様、文武百官は永世遵守の基本法典である『経国大典』の規定にしたがい、事前に望闕礼の習儀を済ませるほかなかったのであろう。習儀の欠席者が「百隷怠慢の習い」としてしばしば論駁されるにもかかわらず、望闕礼当日の百官・監察による不手際がまったく挙論されないのは、名節の望闕礼が空文化していたためだと考えるほかない。

(3) 肅宗16年秋に朝清間の国境において咸鏡道辺民による不法越境事件が発生すると、肅宗は清使の査問に備える一方、翌17年2月に「内修外攘」の一環として武神闕羽を祀る闕王廟に親臨し、3月には予定されていた望闕礼の習儀を停止のうえ、觀武才(武科の一種)を実施して軍人を鼓舞した。しかし、清使の入京が近づくと、かつて清軍の朝鮮侵攻(丁卯・丙子胡乱)の際に江華島で祖母と伯母を失ったとの「私義」により、全州李氏の李玄祚は兵曹堂上官職の解任を願い出るなど、清使迎接儀礼への陪従を拒む儒者官僚は孝宗代以来、いまなお存在していた。清使による査問は康熙帝の配慮により寛大な処分となったものの、瀋陽での軍事演習用として鳥銃3,000挺の大量供出を極秘に要求された。朝鮮政府は清使に減額さえ要請できないまま、1,500挺ずつ2度に分けて北京に送り届けるほかなかった。後日、康熙帝は「克く恭順を弾くす」朝鮮を褒め称え、歳幣のうち黄金100両と三色木綿600匹が減免される。おそらく、ガルダン征討への「軍事協力」として朝鮮が清に献上した鳥銃3,000挺の対価であったと考えられる。

(4) 肅宗は昌徳宮の後苑(王室庭園)に祠壇を築かせ、肅宗30年甲申3月19日に太牢を供えて亡き明の毅宗崇禎帝を親しく祀った。事前に出された肅宗の備忘記に「昔我が仁祖大王、天翻り地覆るの日に当たるも、焚香望闕の礼を廃さず」とあり、領議政(総理)も崇禎帝親祭について「仁廟朝宮中望闕の礼に遵依するが、宜しきに合うと為すに似たり」と上奏したように、肅宗も大臣も高麗末期以来、王宮の正殿にて挙行されていた対明遥拝儀礼、すなわち望闕礼に着想を得ていた。翌31年3月上旬には後苑に創設された大報壇にて朝鮮国王が神宗万曆帝を祀る宮中儀礼を制度化する。壇上に安置する神座の規格も望闕礼の「闕字版」(闕牌)の制にならったものである。従来、『尊周彙編』(1800年編纂)所収の「皇壇年表」をもとに、肅宗による大報壇親祭は16回の機会のうち25パーセントの頻度にすぎないとして、肅宗の「対明義理論」を過小評価する韓国人研究者もいた。しかし、肅宗30年代前半は左議政(副総理)による一度の摂行を含め、毎年大報壇において万曆帝を祀っている。肅宗30年代後半以降になると、脚氣・眼疾など長引く体調不良のために親祭こそ実現しなかったものの、肅宗は大臣に大報壇祭祀の代行を命じていた。つまり、肅宗代に創設された大報壇祭祀は、親祭・摂行を問うことなく毎年3月上旬に漢城の王宮にて挙行された王朝国家の大礼であったとみなしうる。

(5) 眼疾を患う肅宗に代理聴政を命じられた王世子は、肅宗43年8月より人事・司法・軍事はもちろん、清使迎接儀礼も代行した。この年10月に康熙帝の配慮により薬材を届けた清使一行は冬至を迎える前に漢城を発ったため、王世子が南別宮にて清使とともに名節の望闕礼を行うことはなかった。しかし、正使・通訳官への贈賄銀に加え、明使ではなく清使所製の詩章を扁額として沿路の客館に懸げざるをえないなど、あらたな摩擦が生じはじめる。その清使はわずか2カ月後の肅宗44年正月に皇太后の訃報をもたらすべく、再度入京した。清帝室の不幸ゆえ、義州より漢城へ向かう清使も昌徳宮の時敏堂にて政務を代行する王世子も、元旦に望闕礼を挙行する必要はなかった。とはいえ、王世子による餞送の当否をめぐる清使の反発を買った。とりわけ世子侍講院は、餞送の取りやめを知って清使が立腹したことは「国家の恥辱」であり、王世子が急遽郊外まで出向けば国体を損ねかねないと異を唱える一幕もあった。肅宗45年2月に入京した清使は南別宮では王世子に北向きに跪坐して康熙帝の安否を問うよう指示するなど高圧的な姿勢を取り、世子侍講院の官員はこの「館所の辱」により引責辞任に追い込まれる。それでも清使一行の漢城滞在中に聖節を迎えることはなかったため、文武百官は前例にならって議政府にて習儀を済ませるにとどまり、王世子が肅宗に代わって望闕礼を挙行することもなかった。もはや大清皇帝のための望闕礼は空文化していたと判断せざるをえない。国家理念としての「対明義理論」が肅宗創設の大報壇祭祀のみならず、大明皇帝下賜の金印を模刻した國璽「朝鮮国王之印」とともに肅宗から景宗・英祖(1724~76年)そして正祖(1776~1800年)へと継承されていくことも銘記すべきであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 桑野栄治	4. 巻 40
2. 論文標題 朝鮮肅宗代の宮中儀礼にみる朝清関係（下）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）	6. 最初と最後の頁 pp.1～65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 桑野栄治	4. 巻 39
2. 論文標題 朝鮮肅宗代の宮中儀礼にみる朝清関係（上）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）	6. 最初と最後の頁 pp.1～46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 桑野栄治	4. 巻 38
2. 論文標題 朝鮮肅宗代の王世子冊封にみる朝清関係	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）	6. 最初と最後の頁 pp.43～75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 桑野栄治	4. 巻 37
2. 論文標題 朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）	6. 最初と最後の頁 pp.1～29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 桑野栄治
2. 発表標題 朝鮮肅宗代の宮中儀礼にみる朝清関係
3. 学会等名 第73回 朝鮮学会大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------